

## 違反広告物の除却に関する制度

	除 却 要 件 等
簡易除却	<p> <span style="border: 1px solid black;">はり紙</span>の要件            条例に明らかに違反  <span style="border: 1px solid black;">はり札等</span> <span style="border: 1px solid black;">立看板等</span> <span style="border: 1px solid black;">広告旗</span> の要件            条例に明らかに違反            管理されずに放置（5日程度）         </p> <p>           （簡易除却の対象）            板に直接塗装したはり札やプラスチック枠の立看板等の類似物件も簡易除却の対象となる。            法ではこれらの物件を<span style="border: 1px solid black;">はり札等</span> <span style="border: 1px solid black;">立看板等</span> と規定している。            （法第7条第4項）         </p>
略式代執行	<p>           簡易除却の対象外の違反広告物等について、表示者、掲出する物件の設置者、これらを管理する者の所在等が不明の場合に除却することができる制度。            ただし、広告物を掲出する物件を除却する場合には、5日以上の期限を定め、            除却すべき旨 及び            その期限までに除却しないときは、除却する旨            を公告しなければならない。            （法第7条第2項）         </p>
行政代執行	<p>           簡易除却の対象外の違反広告物等について、表示者等が判明している場合に、その相手方に除却命令を出したにもかかわらず、命令に従わなかったときに、除却することができる制度。            屋外広告物においては、行政代執行の特例として、除却命令を出した場合に、措置を命ぜられた者が            その措置を履行しない場合            履行しても十分でない場合            履行しても定められた相当の期限までに完了する見込がない場合            には行政代執行ができる。            定められた相当の期限とは、5日以上で行政が定める期限。            （法第7条第3項）         </p>